

令和6年度中学校新1年生の保護者の皆様へ

就学援助制度 新入学学用品費の入学前支給のご案内

市では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費・修学旅行費等の援助や、給食費が免除される『就学援助制度』を設けています。

『就学援助制度』のうち、入学の際に必要な通学服、通学カバン等の購入に係る経費「新入学学用品費」を入学前に支給いたします。詳しくは以下のとおりとなります。

- ・令和5年度就学援助制度において、既に「準要保護」認定を受けている方は、再度申請書を提出いただく必要はございません（既に「準要保護」認定を受けている方につきましては、下記の支給時期に支給決定の案内を送付いたします）。
- ・今回新たに援助を希望される方は『令和5年度就学援助制度』の随時申請を兼ねることになりますので、学校から申請書を受け取り、別紙の記載例のとおり記載してください。

■ 支給額・支給時期

支給額	63,000円
支給通知	認否決定後、通知を送付いたします。
支給時期	令和6年2月下旬～3月中旬予定
支給方法	申請書に記載された指定の口座へお振込みいたします。



■ 支給の対象となる方

以下の1～4の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 1 令和6年1月1日時点で登米市に住所を有する方
- 2 令和6年4月に中学校に入学を予定している児童の保護者
- 3 次のいずれかに該当する方で援助が必要と認められる方
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされている
 - (2) 個人事業税の減免を受けている
 - (3) 世帯に課税された市民税の非課税又は減免を受けている
 - (4) 固定資産税の減免を受けている（家屋の新築等による減免は除く）
 - (5) 国民年金保険料の掛金の免除を受けている（減免・納付猶予を除く）
 - (6) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている（課税時の軽減は除く）
 - (7) 児童扶養手当の全額支給を受けている
（一部支給の場合でも、申請書には児童扶養手当証書の写しを添付してください）
 - (8) 生活福祉資金の貸付を受けている（宮城県社会福祉協議会）
 - (9) その他（世帯員の構成、収入状況により準要保護と認められるもの）

上記（1）～（8）の要件のいずれにも該当しない場合で、生活保護に準する程度に

生活が困窮していると認められる場合 ※詳細は次項に記載

- 4 生活保護及び他の市町村の制度で、同様の支給を受けていない方

※生活保護を受給中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は支給対象外となります。

裏面もご覧ください。

